

## 1. はじめに

奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部は、1987年以来、第二次朝堂院南方官衙の様相の解明を目的として、継続的に発掘調査を行なってきた（平城宮第175・205・206・214次調査）。その結果、壬生門の内側、朝集殿院との間で東西に向かい合う官衙のうち、西側の官衙が律令制八省の一つの兵部省であることが判明し、その規模、ならびに建物配置が明らかになるという成果をあげることができた。また、壬生門北方の調査（第216次）では、二つの官衙の間に儀式に関わると見られる仮設的な遺構を除けば、恒常的な遺構がなく、通路ないし広場であったことが判明した。今後は、兵部省の調査の成果をふまえて、式部省と推定している東側の官衙に調査を進めていく予定である。

今回の調査は、その第一段階として、式部省推定地の西南部を対象とし、その解明を目的として行なった。調査は1991年1月8日から開始し、現在継続中である。発掘面積は約1500㎡である。

## 2. 遺構

門1棟、築地塀1条、礎石建物1棟、掘立柱塀3条、凝灰岩切石列2条、および多数の溝、土壌、柱穴等を検出した。以下主なものをあげる。

**門1** 発掘区西北で検出した礎石建ちの門である。礎石・根石とも残らないが、礎石の据え付け穴を4個確認した。門はなお北に続くが、兵部省東門との位置関係から見て、八脚門で、桁行3間、中央間3.9m(13尺)、両脇間2.1m(7尺)、梁間2間、柱間2.1m(7尺)に復元できる。基壇の東西幅は6mである。また、この門も兵部省東門と同様に当初のものではなく、建て替えられたものであろう。先行する門は西の雨落溝しか痕跡が残っていないが、棟門であろう。

**築地塀2** 門から南へのびる築地塀で、式部省の西を限る。積土は10cm程しか残っていない。築地の幅は東西両側溝からみて、1.8m(6尺)と推定する。当初は築地のみであったが、後に東3.3mの位置に礎石建ちの柱による廊が付く。廊の柱間は11尺で、東面築地の廊の礎石は全て抜き取られている。

**南北溝3, 4, 5** いずれも築地塀に沿って流れる雨落溝で、西を流れる溝3は溝幅約2m、遺構面よりの深さ約50cmである。溝は上下二層に大別でき、二層の境には瓦が落下したかの状態で出土している。築地塀の東の溝4は当初の築地の雨落溝で、溝幅約50cmで深さは10cmである。築地塀の下で溝3と4を結ぶ暗渠が1箇所ある。築地塀の廊の東にある溝5は溝4を付け替えたもので、溝幅約80cmで深さは15cmである。

**東西溝6, 7** 門の前にある二条の溝で、これも兵部省東門と同様の位置関係にある。溝6は当初の門の時期、溝7は八脚門に伴うものと判断している。溝幅は溝6が50cm、溝7が80cmで、深さも現状では約10cmと浅い。

**凝灰岩切石列8** 第216次調査で検出した石列の続きで、門1の前まで残っている。用途は不明ながら、上に構造物は考え難く、あるいは舗道であろうか。

**礎石建物9** 発掘区中央部にある礎石建物で、式部省の西第二堂にあたる。築地塀2の心から15m(50尺)東に建物の心がくる。小石を含む黄褐色の基壇土が10~25cm残っている。基壇の範囲は東西8m、南北2.3m。その周りは石組みや瓦組みの溝がめぐっている。礎石はいずれも抜き取られ、根石と礎石抜き取り穴から、建物の規模が判明する。桁行5間、柱間4.2m(14尺)、梁間2間、柱間3m(10尺)である。建物中央にも柱があり、床張りであることがわかる。

**掘立柱塀10** 築地塀2と礎石建物9をつなぐ塀である。

**凝灰岩切石列11** 掘立柱塀10の北にある切石列で、方20cmほどの凝灰岩が60cm間隔で10個、東西に並ぶ。用途不明。

**掘立柱塀12, 13** 礎石建物9の東と西にある南北方向の塀である。塀12は礎石建物9の側柱から3m西、塀13は同じく3.6m東にあり、ともに礎石建物と柱位置を揃えている。

**礎石列14** 発掘区南端にある5個の礎石で、兵部省での知見からみて、式部省南面築地塀の内側の廊の礎石と判断できる。柱間は3mである。

**南北溝15** 発掘区東端にある溝で、南は南面築地をこえて南流する。溝幅50cm、深さ10cmで、瓦が大量に入っている。

**石組溝** 門の周囲、礎石建物の周囲、門と礎石建物の間をつなぎ、南は礎石列の北雨落溝となって連続している。

検出した遺構は、重複関係などからA期、B期の2時期に大別できる。

[A期] 門1が棟門の時期で、築地塀2も廊を伴わない。礎石建物が建つ。

[B期] 門の規模を拡大し、あわせて築地塀の内側に廊を設ける。礎石建物は存続し、門の周囲、礎石建物の周囲など石組の排水溝が巡る。

## 3. 遺物

瓦・磚・硯などの遺物が出土した。

軒瓦は藤原宮式の瓦が多く、他に奈良時代中頃の瓦もある。また、磚の量も多い。土器は比較的少ないが、硯が多く出土した。

## 4. 成果と課題

### (1) 兵部省との比較

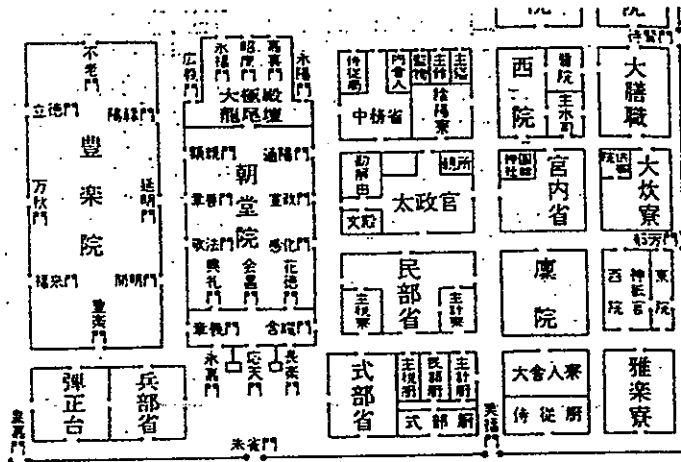
官衙全体の規模、建物配置、門と第2堂の規模、門と築地塀の建て替え等々、両者の共通点が顕著に見られる。これは兵部省と式部省とが官衙の性格として類似し、宮の中でも一対に配置されていることをより具体的に裏付けるとともに、

二つの省のみならず、他の八省の中心部分も基本的には同様であったことを推測させる。

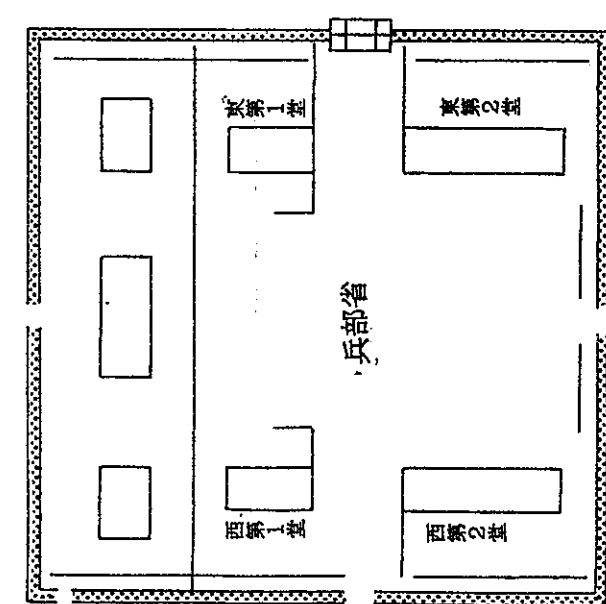
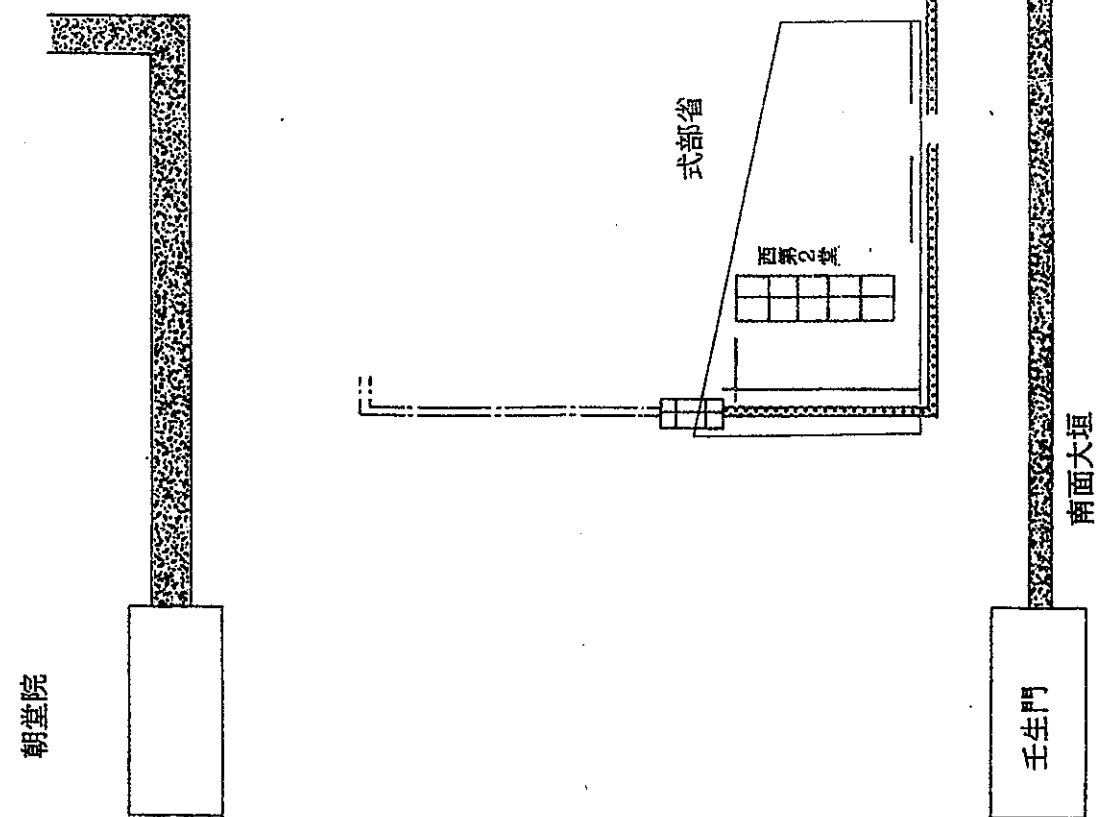
一方、部分的には相違点もある。とくに第2堂の構造が異なっており、あるいは両省の使われ方の違いを反映するのかもしれない。

(2) 東方の官衙との関係

平安京の『大内裏図』によれば、「式部省」の東に「式部厨」が画かれている。今回の遺構は前者にあたり、発掘区の東には式部省の実務を行なう「式部厨」にあたる一画があると予想される。その成果を待ち、今回の遺構と合わせて検討すれば、古代国家の一つの省の全容が明かになるろう。



- 式部省での政務 —考問と引唱を例に—
- ①曹司庁(式部省の正殿?)と省掌の座(第?堂)の東に床畳を敷く
  - ②式部の輔(次官)・丞(3等官)・録(4等官)が座につく
  - ③中務省(一例)の輔・丞・録が省掌の東の座につく
  - ④式部の丞が開始の指示, 中務の輔・丞・録が進み版位(中庭の定位置)につく
  - ⑤式部の丞が指示, 中務の輔・丞・録が登って座につく
  - ⑥式部の丞が考文(中務から報告された勤務評定の原案)を読み、式部の輔・丞は功過簡(勤務評定の木簡)で確認
  - ⑦式部の輔・丞・録と中務の輔・丞・録とが問答
  - ⑧式部の輔が判定を下す
  - ⑨中務の輔以下が退出する
  - ⑩中務の全員がよばれて、中庭に立つ
  - ⑪式部の録が考文にしたがって、中務の官人の名を呼ぶ。呼ばれた順に返事をして版位につく
  - ⑫式部の録、各人の出勤日数と善最(仕事ぶり)を読み上げる
  - ⑬中務の官人、退出する
- 以上考問—
- 以上引唱—



凝灰岩切石列 8

門 1 (西門)

溝 6

溝 7

凝灰岩切石列 1 1

塀 1 0

塀 1 2

廊

溝 5

(西第 2 世)

礎石建物 9

塀 1 3

築地塀 2

溝 4

溝 1 6

溝 1 5

礎石列 1 4

南門

